

〔平成14年8月22日
福岡県公安委員会規程第11号〕

旧	新
<p>第1条 ———— 省略 第6条 ————</p> <p>(営業停止命令を行う場合)</p> <p>第7条 公安委員会は、自動車運転代行業者等が、法若しくは法に基づく命令の規定に違反し、若しくは運転代行業務に関し特定道路交通法令若しくは読替え後の道路交通法の規定による指示に違反した場合において、自動車運転代行業の業務の適正な運営が著しく害されるおそれがあると認められるとき、自動車運転代行業者が法第22条第1項の規定による指示に違反したとき、<u>国土交通大臣</u>から法第23条第2項の規定による要請があったとき又は法第25条第1項の規定により処分移送通知書の送付を受け、同条第2項第2号に掲げる場合の区分に該当するときは、当該自動車運転代行業者に対し、営業停止命令を行うものとする。</p> <p>(営業停止命令を行う基準)</p> <p>第8条 ———— 略 2 ————</p> <p>3 公安委員会は、第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当したとして、<u>国土交通大臣</u>から法第23条第2項の規定による要請があった場合は、政令第5条第1項第4号の規定により営業停止命令を行うものとする。</p> <p>(1) 自動車運転代行業者が法第22条第2項の規定による指示に違反した場合</p> <p>(2) 自動車運転代行業者等が、運転代行業務に関し道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項、第43条第1項又は第80条第1項の規定に違反する行為をし、よって死亡事故又は重傷事故を起こした場合</p>	<p>第1条 ———— 省略 第6条 ————</p> <p>(営業停止命令を行う場合)</p> <p>第7条 公安委員会は、自動車運転代行業者等が、法若しくは法に基づく命令の規定に違反し、若しくは運転代行業務に関し特定道路交通法令若しくは読替え後の道路交通法の規定による指示に違反した場合において、自動車運転代行業の業務の適正な運営が著しく害されるおそれがあると認められるとき、自動車運転代行業者が法第22条第1項の規定による指示に違反したとき、<u>福岡県知事</u>から法第23条第2項の規定による要請があったとき又は法第25条第1項の規定により処分移送通知書の送付を受け、同条第2項第2号に掲げる場合の区分に該当するときは、当該自動車運転代行業者に対し、営業停止命令を行うものとする。</p> <p>(営業停止命令を行う基準)</p> <p>第8条 ———— 略 2 ————</p> <p>3 公安委員会は、第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当したとして、<u>福岡県知事</u>から法第23条第2項の規定による要請があった場合は、政令第5条第1項第4号の規定により営業停止命令を行うものとする。</p> <p>(1) 自動車運転代行業者が法第22条第2項の規定による指示に違反した場合</p> <p>(2) 自動車運転代行業者等が、運転代行業務に関し道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項、第43条第1項又は第80条第1項の規定に違反する行為をし、よって死亡事故又は重傷事故を起こした場合</p>

(3) 前2号に掲げる場合のほか、次のいずれかに該当する場合その他の業務の適正な運営が著しく害されるおそれがあると認める場合

ア 自動車運転代行業者等が違反行為をし、検挙された場合であって、当該事案の悪質性にかんがみ、営業停止命令を行うことが適当と認めるとき。

イ 自動車運転代行業者等が行った違反行為に関連して他の法令に違反する行為が行われた場合であって、当該事案の悪質性にかんがみ、営業停止命令を行うことが適当と認めるとき。

4 略

第9条 以下省略

(3) 前2号に掲げる場合のほか、次のいずれかに該当する場合その他の業務の適正な運営が著しく害されるおそれがあると認める場合

ア 自動車運転代行業者等が違反行為をし、検挙された場合であって、当該事案の悪質性に鑑み、営業停止命令を行うことが適当と認めるとき。

イ 自動車運転代行業者等が行った違反行為に関連して他の法令に違反する行為が行われた場合であって、当該事案の悪質性に鑑み、営業停止命令を行うことが適当と認めるとき。

4 略

第9条 以下省略

〔平成25年2月14日〕
福岡県公安委員会規程第1号

旧	新
<p>第1条 ———— 省略</p> <p>第2条 ———— (公表)</p> <p>第3条 福岡県公安委員会は、行政処分を行った場合は、この規程の定めるところにより、速やかに公表を行うものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 法第7条第2項、第23条第3項若しくは第24条第2項の規定により<u>福岡運輸支局長</u>の同意を得、又は法第23条第2項の規定により<u>福岡運輸支局長</u>から営業停止命令の要請を受けた場合において、<u>福岡運輸支局長</u>から当該行政処分について公表を行うことが適切でない旨の意見が添えられたとき。</p> <p>(2) 福岡県公安委員会が当該公表を行うことが適切でないとする場合</p> <p>第4条 以下省略</p>	<p>第1条 ———— 省略</p> <p>第2条 ———— (公表)</p> <p>第3条 福岡県公安委員会は、行政処分を行った場合は、この規程の定めるところにより、速やかに公表を行うものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 法第7条第2項、第23条第3項若しくは第24条第2項の規定により<u>福岡県知事</u>の同意を得、又は法第23条第2項の規定により<u>福岡県知事</u>から営業停止命令の要請を受けた場合において、<u>福岡県知事</u>から当該行政処分について公表を行うことが適切でない旨の意見が添えられたとき。</p> <p>(2) 福岡県公安委員会が当該公表を行うことが適切でないとする場合</p> <p>第4条 以下省略</p>